

第1回 公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会 議 事 次 第

日時：令和7年2月17日（月）
午後2時～
場所：防災新館401会議室

1. 開 会
2. 委員挨拶
3. 委員長の互選及び委員長代理の指名
4. 事務局概要説明
5. 議事
 - (1) 評価委員会運用指針について
 - (2) 山梨県公募型プロポーザル方式実施要綱及び事務マニュアルについて
6. 事務連絡
7. 閉会

【配布資料】

- 資料1 委員名簿、公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会設置要綱
- 資料2 公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会について
- 資料3 公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会運用指針
(エントリーシート、事前評価シート含む)
- 資料4 山梨県公募型プロポーザル方式実施要綱
- 資料5 同事務マニュアル

公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会委員名簿（五十音順）

氏名	所属等
ささき りょう 佐々木 亮	弁護士・たちかぜ法律事務所
しのだ けいぞう 信田 恵三	弁護士・ひまわり法律事務所
たうち まさひろ 田内 正宏	弁護士・東京靖和総合法律事務所
にしたに じゅんぺい 西谷 順平	立命館大学経営学部教授

公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 公募型プロポーザル契約事務の公平性、透明性及び競争性を確保するため、「公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

（所管事務）

第2条 委員会は、次の業務を所管する。

- 1 県が公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から実績・能力等を総合的に評価し、県が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により事業者を選定する案件のうち特定のものに関し、公募型プロポーザル方式採用の適確性、公募条件、公募期間及び事業者選定方法の基本的事項並びに当該事業者選定の審査等を行う公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会の構成などについて、審査を行うこと。
- 2 その他必要な事務

（委員会の組織等）

第3条 委員会の委員は知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員会の組織は別表のとおりとする。
- 3 委員長は、委員会の業務を総括する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が事故又は不在等のときはその職務を代理する。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員長は、委員会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

（委員会の運営）

第5条 委員会において審査する案件の関係資料は、原則、委員会の開催日の14日前までに総務部行政経営管理課に提出するものとする。

- 2 委員長は、委員会終了後速やかに、議事の概要を事務局に作成させるものとする。
- 3 委員長は審査に必要があると認めるときは、所管課及び当該所管課の事業の受託事業者（過去に受託した事業者を含む）に委員会への出席を求め、意見等を聴取することができる。

（評価対象事務）

第6条 委員会の評価対象事務は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する案件のう

ち、次に掲げる案件とする。

- ①内容に共通性・連続性がある事業で、過去2年以上続けて同一事業者等が請け負っているもの。
- ②県政に係る重要な契約として事務局が抽出するもの。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政経営管理課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月 日から施行する。

別表 委員会の組織（第3条関係）

氏名（五十音順）	職・所属等	備考

◎は委員長、○は委員長代理

公募型プロポーザル契約事務に係る評価委員会について

<現状・経緯>

- ・山梨県では、随意契約の相手方を選定する手法の一つである「公募型プロポーザル方式」（県が委託事業者と契約する際の方法のひとつで、複数の事業者から企画提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式。以下「プロポーザル」という。）を従前から行っている。
 - ・しかし、プロポーザルによる契約の一部について、次のように県議会から指摘を受けている状況がある。
 - 1社が複数年にわたって複数の事業を請け負っている実態がある。
 - 選定委員会の選定や審査過程が不透明である。
 - 選定における公平性、競争性や透明性を確保するための実施要綱を定める必要がある。
 - ・こうした指摘に対し、令和6年12月議会において、知事が次のように答弁を行った。
 - 同一業者が複数年にわたり複数事業を受託することは、法令上直接制限する定めはないが、公募型プロポーザルの公平性・透明性をなお一層確保し、県民の懸念を生じさせないように工夫をこらす。
 - 指摘を頂いたような契約に係る条件などの公平性や透明性について、弁護士などの外部有識者からなる第三者委員会において、検証・評価を求めるなどの措置を検討する。
 - 来年度当初予算における事業から、検証を行う。
 - ・以上から、まずは財務事務を所管する出納局において、公募型プロポーザルに係る事業実施要件、選定方法、委員の選定、委員会議事録及び選定結果の公表など基本的事項を定めた実施要綱を定めることとする。
 - ・その上で、特定の案件（プロポーザルにより同一事業者が複数年度にわたり複数事業を受託するようなものなど）については、更に公平性・透明性を高め、客観的な事前評価を行うため、総務部に第三者の外部有識者からなる評価委員会を設置し、検証・評価を行う。
- また、プロポーザルによる事業者の選定についての県の実施要綱案や、その他プロポーザルに関する全体的な制度設計や運用についても助言を求める。